



ショートステイのへじ 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>



QR

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0175-65-2225

担当 生活相談員 金澤 加奈子・山田 友美

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(📱 バーコードリーダー対応)

福祉の里 HP ヘリンクします。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ショートステイのへじ
所在地	青森県上北郡野辺地町餅栗川原3-2
電話番号	0175-65-2225
FAX番号	0175-65-2228
事業所番号	0272500992
電子メール	center_noheji@fukushinosato.com
ホームページ	www.fukushinosato.com

(2) 職員体制

職名	常勤		非常勤		合計
	専従	兼務	専従	兼務	
医師			1名		1名
管理者		1名			1名
生活相談員	2名				2名
機能訓練指導員			1名		1名
看護職員	3名	1名			4名
介護職員	6名		3名		9名
栄養士			1名		1名
合計	11名	2名	6名		

※管理者は看護職員を兼ねる。

(3) 定員 20 名 (全室個室)

(4) 設備の概要

食堂兼機能訓練室	60.0㎡	静養室	5.0㎡
居室(1床室)	12.8㎡	ボランティア室	27.0㎡
一般浴室	33.8㎡	面談コーナー	9.6㎡
特別浴室	13.5㎡	地域交流ホール	89.0㎡
医務室	60.0㎡		

※主要部分のみ掲載

3. 事業目的

当事業所が提供する短期入所生活介護においては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、移動等の介護、その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

4. サービス内容

(1) 短期入所生活介護計画

サービス提供にあたり、利用者の心身の状況、希望及び在宅等の環境を踏まえ、且つサービスの継続性に配慮しながら、利用中の具体的な処遇目標等を記載した短期入所生活介護計画を作成します。その際、利用者、ご家族に説明をし、同意をいただきます。

(2) 入浴に関すること

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。(週2回程度)
(衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助) ※日曜日はお休み

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供します。
(食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施します。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。
(レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操)

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供します。
(送迎、移動、移乗動作の介助)

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

(8) 所持品に関すること

多額な現金および貴重品(ブレスレット・ネックレス・指輪等貴金属)などの持参はご遠慮願います。当サービス利用にかかる上記紛失、破損等の保証は致しかねます。また、ナイフ・はさみ等危険物と成り得る物品の持ち込みもご遠慮ください。(持ち物表を入所前にお渡ししますので、他別紙参照してください)

5. 利用料金

(1) 利用料金

① 基準費用額

(単位 円)

	短期入所生活介護 利用者負担額	食費負担額	滞在費負担額	1日負担額
要介護1	603	1,700	1,171	3,474
要介護2	672	1,700	1,171	3,543
要介護3	745	1,700	1,171	3,616
要介護4	815	1,700	1,171	3,686
要介護5	884	1,700	1,171	3,755

食費内訳 : (朝食) 513円 (昼食) 588円 (夕食) 599円

※1 食費は原則提供した食事分のみを請求致します。

※2 65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については、所得に応じて1割～3割に区分されます。

② 所得段階別負担額が適用される場合の料金について

食費・居住費の支払額は、低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に下記のとおり設定されております。

所得段階	食費	滞在費
第1段階 (市町村民税世帯非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者)	300	320
第2段階 (市町村民税世帯非課税かつ年金収入等80万円以下)	600	420
第3段階① (市町村民税世帯非課税かつ年金収入等80万円超120万円以下)	1,000	820
第3段階② (市町村民税世帯非課税かつ年金収入等120万円超)	1,300	820

③ 加算利用料

(単位 円)

項目	加算額 1日(1回)	内容
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合に加算されます。(別に利用定員・人員基準に適合)
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に加算されます。(別に利用定員・人員基準に適合)
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数 の14.0%	介護職員等の処遇改善に要する費用として、短期入所生活介護費と各種加算、減算額を合計した金額の14.0%に相当する額が加算されます。※支給限度額管理の対象外

送迎加算	184	入所及び退所の際、在宅と施設との間の送迎を行う場合、加算されます。
夜勤職員配置加算	13	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1名以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算（Ⅱ）	8	看護職員の数が、常勤換算法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定されます。看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定されます。
療養食加算	8	1日3食を限度とし、利用者の心身の状況に合わせ、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・膵臓病食等の療養食の提供を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120	利用者毎、個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者を受入れた場合、1日につき左記の料金が加算されます。
緊急短期入所受入加算	90	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合に算定されます。短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定されます。
長期利用者に対する短期入所介護	30	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合、所定単位数から減算されます。
看取り連携体制加算	64	短期入所生活介護事業所の看護職員より、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは体制施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している事。看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。上記を満たした場合、左記の料金が加算されます。
口腔連携強化加算	50/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の効果の情報提供を行った場合に、1月に1回に限り算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合（Ⅱ）が加算され、加えて生産性向上の取組による成果が確認された場合であって、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ、職員間の適切な役割分担の取組を行っている場合に（Ⅰ）が加算されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	

④その他の費用

テレビ使用料金	50円/日
冷蔵庫使用料金	50円/日
業者洗濯	40円/100g
日用品費	100円/日

理容サービス費	顔そり有・洗髪なし	2,000円
	顔そりのみ	1,500円
結核検診料	立位・座位が可能な方	実費
	立位・座位が困難な方	実費

(2) 支払方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落とし」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願ひいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落としは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落としの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺ひいたします。

短期入所生活介護計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

- ・サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合
- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者が利用期間中に入院した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、ご利用者の方から解約をご連絡することによってサービスを終了することができます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用者やご家族などが当事業所の従業員に対して背信行為を行った場合はサービスを終了することがあります。

7. 秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業員又は従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

8. 身体的拘束について

当事業所は、原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 虐待の防止について

当事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（管理者 吉田 秋子）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 衛生管理等

- (1) 指定短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 事故について

- (1) 当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者及び関係各機関ならびに身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所のサービスを利用中の事故の内、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。（当事業所は全老健共済会の損害賠償保険に加入しております。）
- (4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

13. 非常災害対策

指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に備えるため、防火責任者を配置し消防計画を作成し避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回

14. サービスに関する苦情

- (1) 事業所のお客様相談・苦情窓口

① 担当者 金澤 加奈子・山田 友美

電話 0175-65-2225

FAX 0175-65-2228

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

- ② 当該事業所に関する利用者及び身元引受人等からの苦情に対しては、迅速且つ適切に対応するため、上記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び身元引受人等に説明いたします。
- ③ また、ご意見箱において苦情を申し出ることもできます。
ご意見箱設置場所・・・ショートステイのへじ 出入口脇

(2) 第三者委員

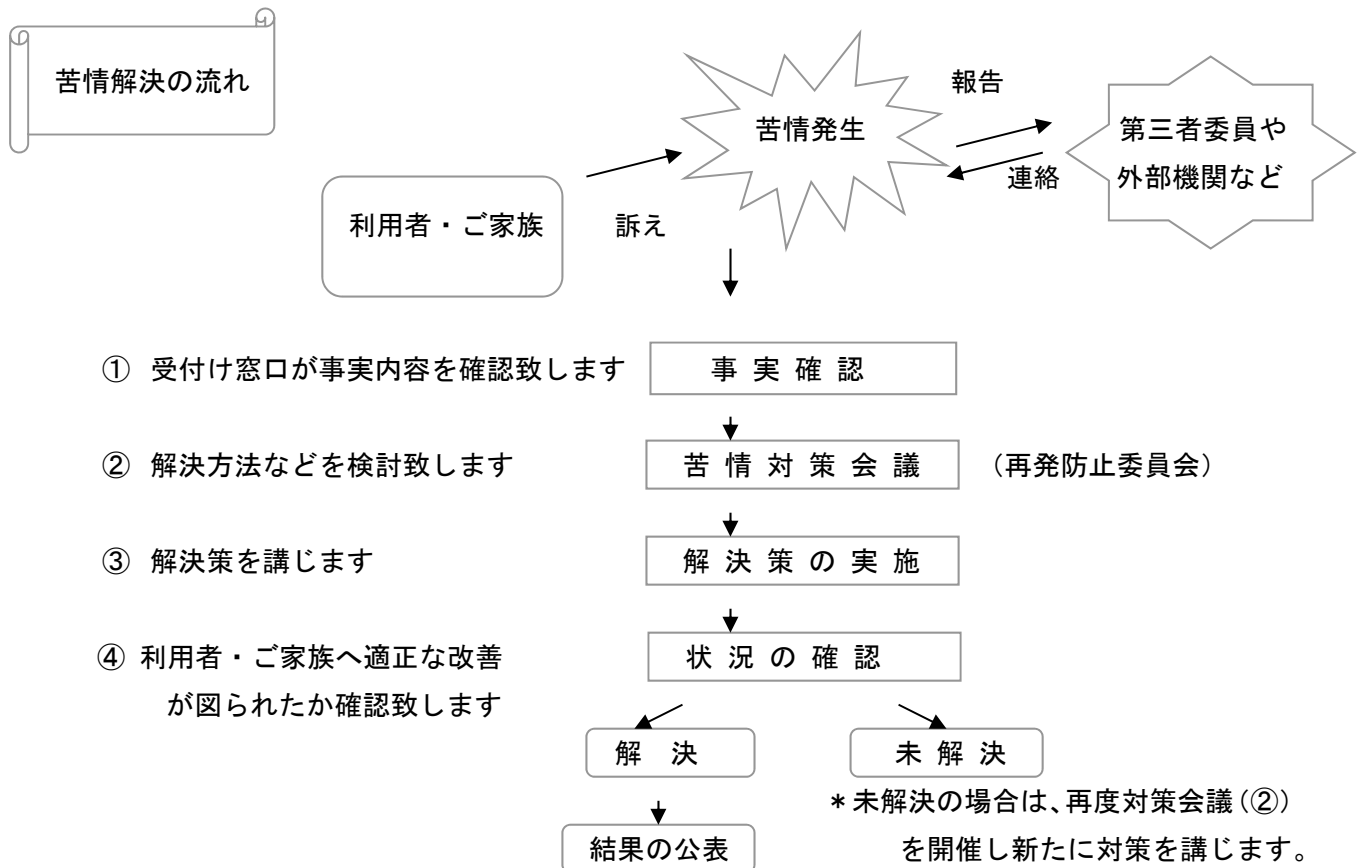
当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口にて苦情を伝える事が出来ます。

- ① 野辺地町役場 介護・福祉課
0175-65-1777
- ② 青森県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口）
017-723-1301
- ③ 青森県運営適正化委員会（福祉サービス相談センター）
017-731-3039



* 但し、個人が特定されるものを除きます。

15. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年10月19日
実施した評価期間の名称	日本検査キューエイ株式会社 (JICQA)
評価結果の開示状況	無 ※求めに応じて開示する

16. その他 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者は、療養生活の秩序を保ち、共同生活を乱すような行動を慎み、相互の親睦に努めていただきます。
- (2) 外出は、その都度外出先、用件、外出する時間等の予定を管理者に届け出て、承認を受けていただきます。
- (3) 定められた場所以外で、火気の使用はできません。
- (4) 身体に異常がある場合、又は利用者等に異常がある者を発見したときには、直ちに現場担当介護職員又は看護師に届け出て指示を受けてください。
- (5) 施設内の設備や備品を大切に扱い、愛着をもって整理整頓に心がけてください。
- (6) 外出時に病院受診された際は、その旨を施設職員へ必ずお知らせください。
- (7) サービス利用にあたって、施設内で次の行為は行わないで下さい。
 - ①けんか、口論等他人に迷惑をかけること。
 - ②営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動をおこなうこと。
 - ③ペットや危険物又は他人に迷惑のかかるものを持ち込むこと。
 - ④他の利用者、職員へ対する暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント。
 - ⑤その他利用者、職員への迷惑行為。
 - ⑥施設内での飲酒および喫煙。

17. 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報のへじ」等においても情報の公表に努めて参ります。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当法人は信頼の介護サービスに向けて、利用者様に良い看護・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保管し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当法人では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当法人が利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の看護及び介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当法人は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- 利用者様の了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（注1）
- 法令等により提供を要求された場合

当法人は、法令の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。（注2）

3. 個人情報の適正管理について

当法人は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の情報に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当法人は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. お問い合わせ窓口

当法人の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

「 窓 口 」 社会福祉法人福祉の里 統括本部総務部 山本 貴之
ショートステイのへじ 金澤 加奈子・山田 友美
連絡先 0175-65-2225

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当法人は個人情報保護方針に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和4年4月1日

社会福祉法人 福祉の里

理事長 山本 孝司

（注1）単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態をいう。

（注2）第三者とは、情報主体及び受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人を指す。

※ この方針は、利用者さまのみならず、当法人の職員および当法人と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に扱います。

当法人では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当法人では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

当法人での利用者様の個人情報の利用目的は

1. 法人内での利用

- (1) 利用者様に提供する看護・介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退所等の居室等管理
- (4) 会計・経理
- (5) 看護・介護事故等の報告
- (6) 当該利用者様への看護・介護サービスの向上
- (7) 施設内実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした施設内症例研究
- (9) その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- (1) 病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、市町村等との連携
- (2) 他の介護サービス事業者等との連携
- (3) 利用者様が診療等の為、外部に医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族等への説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
- (9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (10) 賠償責任保険等に係る、看護・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (11) その他、利用者様への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

①上記の内、他機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。

②お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落としサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落としが出来る「あおもり
ワイドネットサービス」による自動引落としとゆうちょ銀行の自動引落としがご利用いただけます。
これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落としでも支払いが可能となるため
事業所毎に支払う手間が省けます。
ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、みずほ銀行
東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、青森県内の農業協同
組合
- 引落日 毎月末（月末が土、日、祝日の場合は翌営業日）
- 手数料 1回につき100円（税抜き・お客様負担）
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
（複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても一括引落し
が可能です。）
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印したものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落としについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先
総合福祉センターのへじ 0175-65-2225

《重要事項説明同意書》

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県上北郡野辺地町餅栗川原 3 - 2
名 所 ショートステイのへじ

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、その内容について同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印